

市政記者クラブ 様

令和3年9月7日

教育委員会事務局

タブレット端末アプリにおける設定誤りについて

みだしのことにつきまして、下記のような事案がありましたので、ご報告します。

記

1 概要

児童生徒がタブレット端末で利用しているクラウドアプリの一つにアクセスする際、当該アプリの利用者にのみ開示されている児童・生徒名簿が、特定のURLをウェブブラウザに入力した場合、児童生徒の「学校・学年・クラス・氏名」が、第三者にも閲覧できることが外部からの指摘により、令和3年9月6日に判明しました。

2 閲覧可能となっていた個人情報及び期間

(1) 閲覧可能となっていた個人情報

学校・学年・クラス別の児童・生徒氏名

(2) 閲覧可能となっていた期間

当該学校においてアプリに氏名等のデータの登録が完了した時点から、令和3年9月6日14時までの間（登録が最も早い学校は、令和3年2月ごろ）

3 対象範囲

全市立小・中・特別支援学校のうち320校

4 対応

令和3年9月6日14時の時点で、当該アプリの機能により、特定のURLを入力しても氏名を非表示とする設定を適用しました。

5 原因

当該アプリの仕様について、事務局・学校職員の認識が不十分であり、当該アプリの設定方法について、適切な周知ができていなかったため。

6 再発防止策

導入するアプリについて、個人情報保護の観点から適切な運用が可能な方法の確認を行うとともに、各学校への注意喚起及び運用方法の徹底を行うようにします。

7 その他

- 当該アプリのメーカーには、検索エンジンから特定のURLを検索する（検索ワードで閲覧画面にたどり着く）ことは不可能であることを確認済みです。
- 現時点で、同様の問い合わせはございません。

問い合わせ先：教育センター
学校情報化支援部
担当：藤谷
(電話 683-6424)